



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
2月3日
第381号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課) 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課) 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 2
- 道路区域の変更(道路保全課) 2
- 道路の供用開始(道路保全課) 3

○ 公 告

- 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告(環境政策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 4
- 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課) 4
- 一般競争入札の公告(警察本部会計課) 5

○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(湖東) 6

○ 病院事業庁公告

- 一般競争入札の公告 7

○ 正 誤

- 令和5年1月13日付け第375号滋賀県告示第15号中 9

告 示

滋賀県告示第47号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院	医療法人徳洲会	草津市東矢倉三丁目34-52	令和8.2.17

滋賀県告示第48号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

	申請者の名称および			
--	-----------	--	--	--

事業所の名称	事業所の所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーション 彩	草津市平井二丁目8番15号2階	株式会社彩 代表取締役 小早川香駿	草津市平井二丁目8番15号2階	訪問介護	令和5.2.1	2570601910

滋賀県告示第49号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション よいかん守山	守山市守山六丁目9番41号	株式会社ボンドワイエム 代表取締役 今泉洋平	愛知県岡崎市洞町字東前田24番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.2.1	2560790152
訪問看護なかさとプラス	栗東市北中小路20-7	医療法人周行会 理事長 木田孝太郎	野洲市八夫2077番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.2.1	2561290095

滋賀県告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
サニードイズ訪問看護・リハビリステーション	甲賀市水口町虫生野1192-1-105	訪問看護	—	令和5.1.1

滋賀県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年2月3日から令和5年2月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
		近江八幡市白王町字堂葎615番1地先から 近江八幡市白王町字長葎595番	変更後	最小 12.0m } 最大 18.0m 最小	236.6m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前の

県道	伊庭円山線	1地先まで		11.0m } 最大 22.7m	220.2m	とおり
		近江八幡市白王町字堂葎615番 1地先から 近江八幡市白王町字長葎595番 1地先まで	変更前	最小 11.0m } 最大 22.7m		

滋賀県告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月3日から令和5年2月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
伊庭円山線	近江八幡市白王町字堂葎615番1地先から 近江八幡市白王町字長葎595番1地先まで	令和5.2.3	L=236.6m

公 告

株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨(以下「事業者」という。)から送付のあった株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和5年1月24日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)以降の図書に適切に反映すること。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 計画建築物の建物構造や設置する設備の詳細など、事業計画を可能な限り具体化し、対象事業実施区域周辺の自然的状況および社会的状況を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。
また、本事業が高層建築物の新築事業であることを踏まえ、計画建築物に鳥類が衝突(バードストライク)する可能性があることから、事業計画の具体化に際しては、景色の映り込み対策やひさしの設置など、バードストライク対策に万全を期すとともに、その対策の結果を今後の図書において記載すること。
- (3) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、調査、予測および評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、準備書においてその理由を明確に示すこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

- (1) 騒音・振動 対象事業実施区域の周辺には中高層住居が立地していることから、調査・予測地点の選定に当たっては、地表付近だけでなく、高さ方向の影響についても考慮すること。
- (2) 水環境・動物 工事の実施に伴い発生する地下水は河川への放流が検討されている。放流先河川の下流域は守

山市によりホテルの保護区域として定められているため、流量の変化や濁りの影響については、ホテルの生息にも配慮し、予測および評価を行うこと。

- (3) 景観 計画段階環境配慮書に対する知事意見を踏まえ、三上山に対する眺望への影響に関する評価が方法書において適切に修正され、この評価に基づいた調査地点などが追加されているものと考えられる。

こうした対応は、守山市景観計画の景観形成の基本理念を踏まえたものであるが、方法書において関係する記述が記載されていないため、今後の図書において適切に記載すること。

- (4) 温室効果ガス等・廃棄物等 温室効果ガス等については、本事業による環境負荷が小さいことを理由に環境影響評価の項目として選定されていない。しかし、近年の環境影響評価の動向を踏まえると、環境影響評価は必ずしも環境に対してマイナス面の影響のみを評価するものではなく、今後はプラス面の影響についても評価していくことが望ましい。

方法書において事業者が方針として掲げている「環境に配慮した建物を目指す」という点は高く評価できる内容であることから、項目選定を行ったうえで、一般的な環境性能を有している建築物との比較を行うなど、本事業によるプラス面の影響についても予測および評価を行うこと。

また、廃棄物等についても、本事業によるプラス面の影響を含め、予測および評価を検討すること。

- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町450番地
- 意見の概要 長浜市からの意見 出入口の移設によって市道および道路側溝等の道路構造物に影響を与える場合は、道路法(昭和27年法律第180号)の許可を受けてください。
- 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - 縦覧期間 令和5年2月3日から令和5年3月3日まで

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項の規定において準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 申請に係る農地の所在、地番、地目および面積
 - 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字位田2681
 - 地目 田
 - 面積 4,684㎡
- 申請に係る農地の利用の現況 農地の所有者等で耕作の事業に従事する者が死亡し、相続人も不明であり、耕作の事業に従事する者が不在のまま、現在まで数年間耕作が放棄された状態が継続している。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、申請者が認定農業業者である借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、借受希望者が水稲、麦、大豆および野菜の作付けを行う。
- 希望する利用権の始期および存続期間ならびに借賃に相当する補償金の額
 - 始期 令和5年3月31日
 - 存続期間 5年
 - 借賃に相当する補償金の額 234,200円

5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和5年2月13日(月)

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

一般競争入札の公告

公用携帯電話専用サーバシステムの更新整備について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年2月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および数量 公用携帯電話専用サーバシステム(搬入設置作業および保守を含む。) 一式

(2) 借入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和10年12月31日(日)まで

(4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示す要件を満たしていることを証する書類

(2) 提出期限 令和5年3月3日(金)正午まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)

(2) 契約条項を示す期間 令和5年2月3日(金)から同年3月16日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

- (5) 入札書の受領期限 令和5年3月16日(木)午後5時まで
- (6) 入札書の提出方法
- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
- イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
- ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年3月17日(金)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Dedicated server system for official mobile phones, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, March 16, 2023
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2263)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年2月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ニチイケアセンター大藪訪問看護ステーション	彦根市大藪町樋之爪2505-1	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	東京都千代田区神田駿河台4-6	訪問看護 介護予防訪問看護	2560290062	令和5.1.31

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における放射線治療システムの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年2月3日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 放射線治療システム 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月22日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
 - ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧(仕様書「Ⅰ. 調達物品名および構成内容」に対応したもの。)
 - イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「Ⅲ. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)
 - ウ 全体構成図または配置図、特徴を示す文書、カタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等
 - エ 保守体制にかかる説明書(仕様書「Ⅴ. 1. メンテナンスおよび障害支援体制にかかる要件」の各項目に対して説明し、体制図、提出を求めている書類および説明に必要な資料を添付すること。)
 - オ 仕様書が公開された時点における当該装置の国内納入実績書(納入年度を明記すること。)

- (2) 提出期限 令和5年2月20日(月)15時まで

(3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

(4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和5年2月28日(火)までに通知する。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和5年2月10日(金)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和5年2月16日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和5年2月3日(金)から令和5年3月7日(火)まで

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和5年2月3日(金)から令和5年3月7日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和5年3月1日(水)から令和5年3月7日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年3月8日(水)9時30分 滋賀県物品・役務電子調達システム

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であつて、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radiation treatment system, 1 set
 - (2) Deadline for tender : 17 : 00, March 7, 2023
 - (3) For further information, contact: General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

正 誤

令和5年1月13日付け第375号滋賀県告示第15号中

ページ	行	誤	正
3	22	大津市千野三丁目	大津市千町三丁目

